

# 郵送による転出届

\_\_\_\_市 区 町 村 長 様

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

請求者 (送付先)	住 所	
	氏 名	(自署または記名押印)
	昼間に連絡の つく電話番号	— — (携帯 / 自宅 / 勤務先)

下記のとおり転出しましたので転出証明書を送付してください。

今までの住所		今までの 世帯主	
新しい住所		新しい 世帯主	
異動年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	*新しい住所に引っ越した日(予定日)	

異動する人	氏 名	生 年 月 日	性別	旧世帯主 との続柄	マイナンバーカード・ 住基カード 所持の有無	
		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日				有 ・ 無
		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日				有 ・ 無
		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日				有 ・ 無
		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日				有 ・ 無
		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日				有 ・ 無

## 1. 同封するもの

### ①請求者の本人確認書類の写し

1点でよいもの・・・マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの

2点必要なもの・・・健康保険証、介護保険証、年金手帳など顔写真付きでないもの

### ②前住所地で発行を受けた国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印鑑登録証などの返還物

### ③返信用封筒(送付先の住所、氏名を記入し、切手を貼り付け)

## 2. マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方(有効期限内のもの)

**転出者の中でお一人でも、マイナンバーカードまたは住基カードを所持している場合は③は不要です。**

この届を郵送してから数日後(転出処理の完了後)に、新住所地の市区町村の窓口でマイナンバーカードまたは住基カードを持参のうえ、転入手続きを行ってください。その際、ご自身で設定された暗証番号の入力が必要となります。新住所地での転入手続きは、**転出届に記載した転出予定日から30日以内、かつ実際に転入した日から14日以内**に行ってください。この期間に手続きされないと、マイナンバーカードまたは住基カードでの転入届はできなくなり、通常どおり転出証明書での転入届になります。転出証明書が必要な方は、③を同封してください。詳しくは前住所地の市区町村の窓口にお問い合わせください。

◆届出に関し虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第52条)